

## VI. 保存・管理の方針と基準

### 1. 保存管理の基本方針

#### (1) 史跡盛岡城跡の価値

史跡盛岡城跡の価値は、Ⅱ～Ⅴ章までの記載事項及び後述する特質と歴史性をふまえると、以下のように集約され、築城以前から現在に至るまで、各時代の要請に応えた主要な施設・場として変遷しながらも、城跡としての特徴を踏襲した良好な景観を形成していることがうかがえる。また、史跡周辺に目を向けると、盛岡城跡と密接に関わる城下町や交通網の広がり、伝承等につわる景観が、城跡景観としての質を向上させている。

盛岡城跡の特質と歴史性	盛岡城跡の価値
①築城から藩政時代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北東北地方に珍しい織豊系城郭の縄張</li> <li>・日本最北の総石垣の城郭に構築された石垣</li> <li>・石切丁場でもあった城内の景観</li> </ul>
②築城以前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・盛岡城跡の前身となる遺構の存在</li> </ul>
③廃城後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市的変遷を経ながらも、なお残る城域景観</li> <li>・城域の保存に配慮した長岡安平による公園整備</li> </ul>
盛岡城跡周辺の特質と歴史性	盛岡城跡周辺の価値
①城下町形成以前の歴史と伝承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・歴史と伝承を偲ぶことのできる景観</li> </ul>
②城下町の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・城下町の町割りと景観</li> </ul>
③城下町としての特性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通の要衝としての位置付けと周辺への広がり</li> </ul>

#### 1) 盛岡城跡の特質と歴史性

##### ①築城から藩政時代

盛岡城は慶長3年(1598)に築城を開始し、寛永10年(1633)に南部重直が入城して以来、藩政時代を通じて南部氏の居城であった。

藩政時代の歴史や盛岡城の普請に関する記録については、大半がもりおか歴史文化館に収蔵されており、なかでも『盛岡藩家老席日記雑書』(寛永21年(1644)～天保11年(1840)年)における197年間の記録のほか、『御城廻御修補』や『老中連署奉書』などの史料により、石垣普請や城内建物建築等の内容を知ることができる。

盛岡城の基本構成は、内曲輪(御城内)を旧北上川と中津川の合流点に突出した小丘陵に配置し、内曲輪の北側を囲むように水堀を巡らせ、南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪を設けている。さらに外側に一条の塁濠を巡らし、外曲輪を囲むように東側の中津川対岸を含んだ地域に遠曲輪(総構え)を配置、内曲輪を要とする梯郭式の縄張をもつ。

内曲輪の基本構成は豊臣期の大坂城と酷似しており、内曲輪（御城内）に関しては、本丸・二ノ丸・三ノ丸・腰曲輪・下曲輪などから構成され、丘陵南側の頂部に配置された本丸から、二ノ丸・三ノ丸と段下がりにつながる連郭式の縄張となっている。（19 頁第 5 図）

盛岡城は東北地方北部では珍しい総石垣の城で、その石材は内曲輪のある丘陵や近在から産出される石材（花崗岩）を使用しているほか、時期ごとに積み方の異なる石垣が見られ、構築時期の変遷を追うことができる。さらに、これまでの発掘調査の結果によると、内曲輪の本丸・二ノ丸・腰曲輪において複数の遺構面が検出され、築城以降 5 時期にわたる遺構変遷が確認されている。

石切丁場でもあった城内には、大形の花崗岩が「烏帽子岩」として象徴的に残されているほか、矢穴をあげながら切り出されていない転石、分割した石材を左右組または上下組に積み上げている「ふたご石」も確認されている。また、石垣普請に携わった奉行名が刻まれた石垣も 2 箇所確認されている。これらは、地形や資源をうまく活用して築城された例として貴重なものであるとともに、人力で城を構築したという無形の遺産を感じることができる空間であることの証左ともいえる。

## ②築城以前

南部氏が盛岡城を構える以前は、室町時代（14 世紀末～15 世紀）から戦国時代（16 世紀）にかけて、福士氏の居城不來方城（淡路館・慶善館）が存在した。

曲輪は丘陵の頂部から裾に至る自然地形に合わせて縄張され、後の盛岡城の本丸を主郭とし、二ノ丸・三ノ丸の前身となる曲輪が丘陵頂部に連なっており、発掘調査により概ね 2 期にわたる遺構変遷が確認されている。

## ③廃城後

廃城後の盛岡城は、藩主の居住する藩政の中心地から、県民・市民の憩いの場へと変貌を遂げていった。明治 39 年（1896）、長岡安平の設計により整備がおこなわれ、岩手公園として同年 9 月 15 日に開園した。江戸時代までの庭園と異なり、一般市民が憩うための「公園」は、当時西欧から入ってきた新しい概念であったが、長岡安平は「地域の自然や特色を生かすこと」と「城域の保存」を要諦に、城跡の遺構を生かしながらも近代的な機能を備えた整備をおこなっている。（63 頁第 22 図参照）

盛岡城跡は県民・市民に開放された後、近代文学の舞台ともなっている。石川啄木は、岩手公園として整備される前の草深い城跡の風情を思春期の感傷を映す舞台として歌に詠み、宮沢賢治は、近代都市となっていく盛岡の街と岩手公園の情景を詩に描いており、史跡に文学的な情趣を添えている。

明治32年(1899)に現在地に遷座した櫻山神社の境内地は、3度の遷座を経ているが、城内において元より神域とされた場所を境内地としており、江戸時代以来の歴史的環境を体現している。

第二次世界大戦終戦までの境内地には神楽殿や石灯籠が設けられ、周囲には桜が植樹されるなど、市民の憩いの場となっていた。

神社に関連する行事としては、毎年5月には例大祭が行われ武者行列や伝統芸能の奉納などがおこなわれる他、1月には江戸時代から続く伝統行事である裸参りがおこなわれ、多くの市民や観光客を集めている。

第二次世界大戦後、史跡の一部(下曲輪)に形成された櫻山商店街は、海外からの引揚者等による店舗から発展したもので、昭和のマーケットの面影をよく残している。

また、盛岡三大麺の一つである「盛岡じゃじゃ麺」発祥の地として、戦後の盛岡に新しい食文化をもたらした。この地区は、戦後からの歴史を引き継いだ店舗がある一方で、カフェや雑貨店など若者向けの店舗が増え始め、昭和の風情といったレトロさと新しさが共存する魅力あるエリアとして盛岡の人気観光スポットの一つとなっており、中心市街地活性化の一翼を担っている。

なお、この地区の周囲は堀跡(鶴ヶ池・亀ヶ池)に囲まれ、土塁の一部が残存しているなど、城(内曲輪)内であったことを知る事ができる要素が残っている。

## 2) 史跡周辺の特質と歴史性

### ①城下町形成以前の歴史と伝承

城下町形成以前の盛岡は、いたるところに小河川や湧水がみられ、沼沢地や花崗岩の小丘が入り組む複雑な地形であったと想定されている。

周辺には古くから寺院の存在が伝えられ、盛岡市玉山区城内の東楽寺<sup>とうらくじ</sup>に安置されている仏像の一部は、内丸の西側に所在した仁王観音堂のものとされ、その名残が「仁王」という地名に残されている。また、名須川町に所在する東顕寺<sup>とうけんじ</sup>は、福土氏の菩提寺で、至徳元年(1384)の創建とされており、創建時は内丸の石間<sup>いしあい</sup>(現在の岩手県庁付近)に存在したとされている。

城下には大形の花崗岩が露出している箇所がみられ、これら巨石にちなんだ伝承もみられる。名須川町に所在する三ツ石神社境内にある三つに割れた巨石には、昔この地を「羅刹<sup>らせつ</sup>」と呼ばれる鬼が荒らしまわり、これに困った人たちが三ツ石の神に祈願したところ、鬼は神によって捕らえられた。鬼たちはもう二度とこの地方には入って来ないと約束し、その証として石の上に「手形」を押したとされる伝承があり、これが「不來方<sup>こずかた</sup>」や「岩手」、「三ツ割」といった地名の由来とされている。

さらに、藩政時代まで現在の紺屋町付近に残っていたとされる「斗米(徳戸部)石」については、江刺郡正法寺<sup>しょうぼうじ</sup>の月泉和尚<sup>げっせん おしょう</sup>が徳戸部に至ったところ、そこは怪石奇岩の多い寂寞<sup>せきばく</sup>

とした地であった。そこに草堂そうどうを構えたところ、不來方城主であった福士五郎政長だんなが檀那となり東頭寺を建立開基した場であったとの伝承が残されている。(31 頁第 9 図参照)

## ②城下町の形成

城下町の形成は慶長 3 年(1598)年からの盛岡城築城を契機とするもので、慶長 4 年(1599)からは 2 代藩主南部利直の手により本格的な城下町整備が進められ、現在の中心市街地の基礎が構築されていった。

城下町は既存の河川を利用し、内曲輪を北側に囲むように水堀と土塁を三重に巡らせており、内曲輪の外側には南部氏一族や盛岡藩の重臣たちの屋敷が存在した外曲輪を配し、大手・中ノ橋・日影の三門を設け出入りを管理した。

また、外曲輪を囲むように東側の中津川対岸を含んだ地域に遠曲輪(総構え)を配置し、各街道の出入口である仁王・四ツ家・寺門(花屋丁)・下小路・加賀野・八幡丁・新山(穀丁)に惣門を設け、その外側には組丁と呼ばれる足軽の屋敷地を配置し、出入りを管理した。

外曲輪及び遠曲輪の堀跡や土塁については、盛岡城の取り壊しと時を同じくして取り壊されたが、部分的に残っていた外曲輪の土塁の一部や遠曲輪の堀の一部(赤川)も昭和 30 年代に改変され、現在ほとんどその痕跡を見ることはできないが、遠曲輪堀跡の痕跡が盛岡中央郵便局西側周辺に見られるなど、一部に残る微細な地形に当時の名残をみることができる。

城下の町名については、重臣(高知)屋敷の内丸、武家屋敷の侍丁・同心丁とし、町家は三戸町・津軽町・仙北町など出身地にちなんだ町名、油町・大工町・鍛冶町など職業にちなんだ町名、六日町・八日町の市日にちなんだ町名等がつけられたが、現在残っているものは少ない。(32~34 頁第 10~12 図参照)

## ③城下町としての特性

盛岡城下は交通の要衝でもあり、奥州道中が外曲輪と遠曲輪の間を通っていたのをはじめ、太平洋方面へ向かう宮古街道・小本おもと(野田)のだ街道・遠野街道、日本海側へと向かう秋田街道等諸街道の起点となっており、北上川水運の起点でもあった。

現在は、広域幹線道路として、青森県青森市、宮城県仙台市を結ぶ国道 4 号と並行する東北縦貫自動車道が市域を南北に縦貫し、仙岩峠を越え秋田県秋田市へと至る国道 46 号、北上高地を越えて宮古市へ至る国道 106 号のほか、盛岡市から遠野市へ至る国道 396 号、玉山区蕨川を経て岩泉町へ至る国道 455 号など、藩政時代からの諸街道が継承されている。(35 頁第 13 図参照)

## (2) 保存管理の基本的な考え

盛岡城跡は近世城郭としての歴史性を基本に、近代以降も盛岡の都市的変遷に伴い様々な要素を加え、盛岡の歴史文化の象徴的存在となってきた。盛岡城跡の保存管理では、これを盛岡城跡の特色と捉え、主要な価値である近世城郭盛岡城跡の遺構の保存を第一義にしながら、近代以降に加えられた要素との調整を図ることを基本的な方向性としていく。

- ① 史跡整備と公園整備の両立を図る。近世城郭として重要な部分の保存整備をおこなうとともに、明治以来の歴史ある都市公園として長岡安平の設計を保全しながら、さらに利用しやすい公園としての整備を推進する。
- ② 史跡として積極的に整備活用を図る範囲と、遺構の保全を図りながら都市公園機能を維持する範囲、また、それらを包括した整備をおこなう範囲を明確にする。
- ③ 石川啄木や宮沢賢治等の文学に表れた盛岡城跡・岩手公園の情景や風趣を偲ぶことができるよう景観の保全や整備に努める。
- ④ 中心市街地に位置する盛岡の代表的な商業・観光資源として、歴史的風致とにぎわいの共存を図っていく。
- ⑤ 参道地区商店街のまちづくりについて、地域住民との合意形成を踏まえた上で進めていく。

## (3) 現状変更に関する基本的な考え

- ① 史跡盛岡城跡の第1種～第4種地区の構成要素（遺構の内容と史跡の現状）を考慮し、それに相応しい保存管理区分を設定する。
- ② 保存管理の基本的な考えをもとに、指定地内のあらゆる現状変更に対応できる取扱方針を策定する。
- ③ 史跡内の住民・関係者をはじめ、広く市民の理解と協力を得ながら、取扱方針を策定する。

## 2. 保存管理地区区分

### (1) 基本方針

- ① 指定地の中を遺構の重要性や都市公園の利用形態を考慮し、4地区に区分するものとする。
- ② 近世城郭としての歴史性だけでなく、長岡安平により設計された明治期の公園整備についての歴史性も重視する。
- ③ 地形が改変されている地区であっても、将来にわたって城郭の一部として、その場所の様子がわかるような整備をおこなうための地区区分とする。
- ④ 櫻山神社前に所在する商店街については、かつては盛岡城の下曲輪であり、明治期には櫻山神社の境内地であったという歴史性と、戦後から継続されている商店街としての生活実態を有しているほか、中心市街地の観光資源としての一翼を担っている地区であるという実態を考慮した管理基準を設けるものとする。

## (2) 地区区分と現況 (114 頁第 36 図)

### [第 1 種地区]

○範囲：本丸全域と本丸御末門に登る坂道。

○現況

近世盛岡城の遺構としては、南東に三重櫓の櫓台が、南西には二階櫓、北東に隅櫓、北側中央部分には多聞櫓があり、それぞれの櫓台石垣が残存している。(一部発掘調査後に復元) また、東側には御末御門のあった喰違いの虎口が残存している。

発掘調査で確認された遺構としては、御殿跡の礎石のほか櫓跡の礎石(抜き取り痕)、御末御門から下ったところからは冠木門跡が確認されている。さらに本丸には、明治期の公園整備により、南北に石段が設けられている。その際に、南側の石土居が崩されたほか、石垣の一部を切り崩している。また、明治 41 年(1908)には南部利祥中尉騎馬像(銅像)が建立されたが昭和 19 年(1944)に金属供出され、現在は台座を残すのみとなっている。

### [第 2 種地区]

○範囲：二ノ丸、三ノ丸、榊山稻荷曲輪、腰曲輪、鳩門周辺、土塁、内堀(盛土・店舗建築範囲、都市計画道路部分を除く)。

○現況

二ノ丸は車門が存在した部分に喰違いの虎口が残っているが、北西部分の石土居や南側にあった大書院は明治期の公園整備の際に削平を受けたほか、南西部にあった穴門も撤去・削平され、さらに石垣の一部も切り下げられて現在の状態となっている。また、二ノ丸西側の石垣には貞享 3 年(1686)の石垣奉行銘が刻まれている石垣が確認されている。

腰曲輪については、南東側に存在した大櫓・小櫓の櫓台のほか、南西部では隅櫓の櫓台及び吹上御門の存在した箇所には喰違いの虎口がみられる。

発掘調査により確認された遺構としては、南縁で盛岡城 1 期の柵列のほか、南西櫓台部分で吹上三社跡が、南東部で御宝蔵跡が確認されている。

三ノ丸には、北側に瓦門の存在した喰違いの虎口のほか、東側には武者溜まりの一段低い地形が見られる。また、築城に伴う掘削の際に見つかったとされる「烏帽子岩」があり、北側の石垣には石垣奉行銘の刻まれた石垣も確認されている。

内堀は、史跡範囲の東側・北西部にかけて確認されているが、大部分は明治期の公園整備により修景が施されており、今日では「鶴ヶ池」・「亀ヶ池」として親しまれている。

土塁は明治期の公園整備により大部分が削平され、部分的に旧状がわかる程度であるほか、戦前まで土塁が残存していた下曲輪地区においては、戦後の店舗等の建築や道路設置等によりほとんどが削平され、北東隅に一部が残存するのみとなっている。

### [第3種地区]

○範囲：城の中心部をとりまく御台所（多目的広場），三ノ丸北側平坦地，櫻山神社境内，吹上門西側から榊山稻荷曲輪西側を経て三ノ丸西側にいたる平坦地，腰曲輪南側から東側にかけての平坦地。

#### ○現況

大半が明治期以降に公園整備がなされているため現況で確認できる遺構は現存していないが，昭和62年に道路建設工事に伴い実施された発掘調査により坂下門が確認されている。

また，同じく道路建設工事に伴い，城内に存在した建物で唯一現存している彦御蔵を，かつて米内蔵が存在した箇所に移設する際，遺構の確認調査を実施し，米内蔵の基礎地業の一部を確認している。

### [第4種地区]

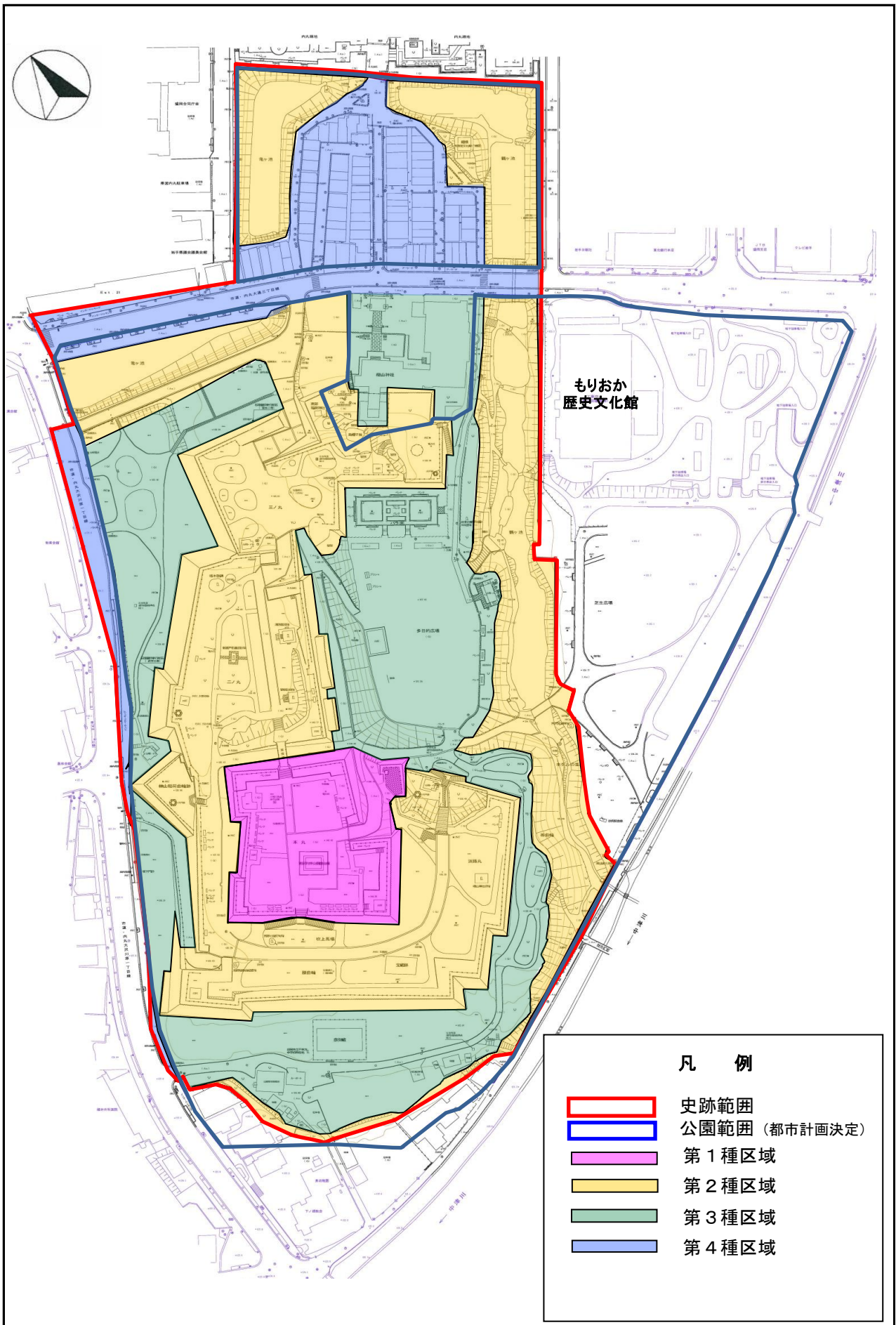
○範囲：下曲輪内部（櫻山神社参道地区），内堀の一部（盛土・店舗建築範囲），都市計画道路中ノ橋大通線及び下ノ橋更ノ沢線の一部

#### ○現況

下曲輪内部（櫻山神社参道地区）は明治32年（1899）の櫻山神社遷座以降，境内地として周囲に桜が植樹され，神楽殿等が存在していたが，終戦後の昭和21年（1946），海外引揚者等が生活の場を求めて店舗を構えて以来，商業地となっている。

商業地が形成された当初は，バラック建ての店舗が建てられたが，昭和34年（1959）に商店街地整備の現状変更申請が提出され，昭和38年（1963）頃にはおおよそ現在のような姿になっている。

道路については，昭和29年（1954）に，内堀（亀ヶ池・鶴ヶ池）の一部を埋立て，下曲輪を分断する形で都市計画道路「中ノ橋大通線」が開通，平成元年（1989）には，史跡の西側に通っている南北の既存道路を拡幅する形で都市計画道路「下ノ橋更ノ沢線」が完成している。



第36図 史跡盛岡城跡保存管理地区区分図



### (3) 各地区を構成する諸要素

史跡として保存すべきものと現状の利活用との調整をはかりながら、保全または整備改善が必要と思われるものを明確にするために、盛岡城跡を構成する諸要素の抽出をおこなった。

盛岡城跡を構成する要素としては以下の項目をあげることができる。

表 20 盛岡城跡を構成する要素

	項 目	概 要
①	近世遺構 (発掘調査で確認されたものを含む)	石垣のほか、門跡、櫓台をはじめとする建物跡等、近世盛岡城を構成していた諸施設の遺構。
②	長岡安平による公園整備	城域の保存を要諦として明治期に行われた公園整備に伴う、園路、植栽、工作物、地形等の改変。
③	近・現代工作物の設置、地形改変等	公園施設、文学碑等の工作物の設置および明治時代以後、開発等によって改変した部分。
④	景観（眺望・文化的景観）	城内からの眺望および公園整備を含めた近代以後の改変や周辺環境の変化に伴う景観。

上記の要素のうち①については、近世城郭としての盛岡城に関連するもので、史跡の本質的価値を構成する要素である。②～④については、保全または整備改善が必要な要素と評価することができる。これらの要素の各地区の状況については表 21（116～119 頁）に整理した。

表 21 構成要素一覧

項目	本質的価値を構成する要素	保全または整備改善が必要な要素
	近世遺構	長岡安平による公園整備
第1種地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本丸御殿（発掘調査により礎石の一部を確認）</li> <li>○冠木門</li> <li>○暗渠 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本丸石垣</li> <li>・三重櫓（南東）櫓台</li> <li>・二階櫓（南西）櫓台</li> <li>・小納戸櫓（北西）櫓台</li> <li>・隅櫓（北東）櫓台</li> <li>・多聞櫓（北中央）櫓台</li> </ul> </li> <li>・御乗物部屋跡</li> <li>・廊下橋門跡</li> <li>・御末御門跡</li> <li>・百足橋跡</li> <li>・塀</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四阿及び園路</li> <li>・南部中尉銅像及び台座 （明治41年設置，設計図中に設置予定地とあり）</li> <li>・石段設置（櫓台）</li> <li>・渡雲橋（二ノ丸と本丸を連絡，現在の橋は昭和38年に架け替え）</li> <li>・植栽</li> </ul>
第2種地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○宝蔵跡（腰曲輪） ○吹上三社跡（腰曲輪）</li> <li>○柵列（腰曲輪，盛岡城1期）</li> <li>○腰曲輪の暗渠，排水溝 <ul style="list-style-type: none"> <li>・二ノ丸，三ノ丸，榊山稻荷曲輪，腰曲輪石垣</li> <li>・二ノ丸ハバキ石垣（南西）</li> <li>・刻銘石垣（二ノ丸南西・三ノ丸北）</li> <li>・車門跡（二ノ丸）</li> <li>・腰曲輪ハバキ石垣（北西部）</li> <li>・大櫓，小櫓及び櫓台（腰曲輪南東）</li> <li>・隅櫓及び櫓台（腰曲輪南西）・石樋（蛇口）</li> <li>・吹上門跡（腰曲輪）</li> <li>・瓦門跡（三ノ丸）</li> <li>・烏帽子岩（三ノ丸）</li> <li>・井戸跡（榊山曲輪，二ノ丸，腰曲輪，三ノ丸，台所南東部）</li> <li>・内堀（北西，北，北東，東，南東，南辺）</li> <li>・土塁残存部（三ノ丸下北西，下曲輪北東）</li> <li>・御台所門東側土橋，米内蔵門及び枳形の一部</li> <li>・鳩門跡（下曲輪）・塀</li> <li>・墨書及び刻印のある石垣</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鶴ヶ池，亀ヶ池（一部を修景整備，護岸や景石に石垣を転用）</li> <li>・植栽（桜，梅，低木，芝など）</li> <li>・石段（二ノ丸，腰曲輪，榊山稻荷曲輪，台所北東ほか）</li> <li>・渡雲橋（二ノ丸と本丸を連絡，現在の橋は昭和38年に架け替え）</li> <li>・四阿及び園路</li> </ul>
凡例等	○：発掘調査で確認された遺構等	

保全または整備改善が必要な要素	
近・現代における改変等	景観（眺望・文化的景観）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の設置（照明灯等）</li> <li>・案内解説等施設の設置</li> <li>・植栽</li> <li>・藤棚（御乗物部屋跡）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 岩手山・南昌山等の眺望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本丸西側より岩手山，本丸南側より南昌山及び飯岡山が眺望でき，本丸東～南東より，岩山・たたら山・蝶ヶ森が眺望できる。</li> </ul> </li> <li>□ 歴史的な眺望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中世城館跡の所在する飯岡山等のほか，遠くに高水寺城（紫波町 城山公園）が眺望できる。</li> </ul> </li> <li>□ 公園としての景観 <ul style="list-style-type: none"> <li>・四季折々の緑（モミジ・松等）</li> <li>・便益施設（四阿・ベンチ），管理施設（照明灯）</li> </ul> </li> <li>□ 河川 ・中津川，下ノ橋・毘沙門橋</li> <li>□ 記念碑等 ・南部中尉銅像台座</li> <li>□ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・菜園方面や中津川を挟んだ地区は建築物が密集。</li> <li>・近年の高層マンション建築により，南東～東側の眺望が遮られている。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の設置（照明灯等）</li> <li>・案内解説等施設の設置</li> <li>・修景（二ノ丸南西部）</li> <li>・銅鐘（市指定文化財）</li> <li>・鶴ヶ池・亀ヶ池の修景整備（石垣の転用もあり）</li> <li>・鶴ヶ池の噴水</li> <li>・植栽</li> <li>・内堀（鶴ヶ池）の一部埋立て・形状変更（道路）</li> <li>・擁壁（南辺部）</li> <li>・櫻山神社脇駐車場（鳩御門跡周辺の盛土）</li> <li>・顕彰碑・文学碑・慰霊碑</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 岩手山・南昌山等の眺望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・本丸西側より岩手山，本丸南側より南昌山及び飯岡山が眺望でき，本丸東～南東より，岩山，たたら山，蝶ヶ森が眺望できる。</li> </ul> </li> <li>□ 歴史的な眺望 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中世城館跡の所在する飯岡山等のほか，遠くに高水寺城（紫波町 城山公園）が眺望できる。</li> <li>・土塁残存部に明治期に移設された銅鐘（市文化財）。</li> </ul> </li> <li>□ 文化（文学）的な景観 <ul style="list-style-type: none"> <li>・石川啄木歌碑（S30，二ノ丸）</li> <li>・宮野小提灯句碑（S26，腰曲輪）</li> <li>・宮沢賢治詩碑（S45，史跡東辺）「岩手公園」</li> </ul> </li> <li>□ 記念碑等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・警察彰功碑（M42），消防義魂碑（S7），五訓の森碑（S7）</li> <li>・新渡戸稲造顕彰碑（S37）</li> </ul> </li> <li>□ 公園としての景観 <ul style="list-style-type: none"> <li>・亀ヶ池及び鶴ヶ池</li> <li>・四季折々の緑（モミジ・桜・杉・松・ツツジ等）</li> <li>・便益施設，管理施設等</li> </ul> </li> <li>□ 河川 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中津川，下ノ橋・毘沙門橋</li> </ul> </li> <li>□ 商店街 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央通方面の眺望が官庁や商店街等により遮断されている。</li> </ul> </li> <li>□ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・菜園方面や中津川を挟んだ地区は建築物が密集。</li> <li>・近年の高層マンション建築により，南東～東側の眺望が遮られている。</li> <li>・堀（亀ヶ池・鶴ヶ池）の一部が道路・店舗により分断されている。</li> </ul> </li> </ul>

項目	本質的価値を構成する要素	保全または整備改善が必要な要素
	近世遺構	長岡安平による公園整備
第3種地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○米内蔵跡（腰曲輪下南側，現彦御蔵下層）</li> <li>○坂下門跡（川口門） <ul style="list-style-type: none"> <li>・鍛冶屋門跡</li> <li>・鉛蔵跡</li> <li>・御台所門跡及び枳形</li> <li>・小屋跡（二ノ丸下北西）</li> <li>・枳形門，枳形（一部）</li> <li>・新御蔵の一部（現教育会館東側）</li> <li>・喰違虎口の一部（二ノ丸下西側 貞享3年銘石垣付近）</li> <li>・米内蔵門及び枳形の一部</li> <li>・井戸跡（御台所南西，鍛冶屋門南）</li> <li>・大腰掛（下曲輪）</li> <li>・内曲輪東側（下曲輪東～台所東）土塁</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・四阿，柵，ベンチ，トイレ，園路ほか</li> <li>・花壇（～昭和19年） <ul style="list-style-type: none"> <li>※現在はバラ園（昭和32年整備）</li> </ul> </li> <li>・石段（三ノ丸東・腰曲輪北東）</li> <li>・吹上門の坂（緩やかな坂に改変）</li> </ul>
第4種地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内堀（埋立て部分あり）</li> <li>・大手土橋</li> <li>・枳形（舟入付近）</li> <li>・新御蔵（現教育会館東側）</li> <li>・枳形門，枳形（一部）</li> <li>・食違虎口の一部（二ノ丸下西側 貞享3年銘石垣付近）</li> <li>・勘定所跡</li> <li>・綱門跡（2つめの鳥居付近）・枳形</li> <li>・土塁（下曲輪縁辺）</li> <li>・内堀（亀ヶ池）</li> </ul>	
凡例等	○：発掘調査で確認された遺構等	

保全または整備改善が必要な要素	
近・現代における改変等	景観（眺望・文化的景観）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・公園施設の設置（照明灯・トイレ等）</li> <li>・案内解説等施設の設置</li> <li>・記念碑</li> <li>・バラ園（現在のバラ園は昭和 32 年整備）</li> <li>・彦御蔵（平成元年移設）</li> <li>・櫻山神社（本殿・参集殿など，歴代藩主を祀る，明治 32 年～）</li> <li>・植栽（芝生・樹木）</li> <li>・花壇→広場（昭和 19～）→テニスコート（昭和 24～）→花壇（バラ園 昭和 32～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 公園としての景観 <ul style="list-style-type: none"> <li>・亀ヶ池及び鶴ヶ池（樹木により見通しは悪い）</li> <li>・四季折々の緑（梅林・桜・モミジ・ツツジなど）</li> <li>・公園管理施設（柵・照明），便益施設（トイレ・水飲み・ベンチ）など。</li> <li>・花壇（バラ園）</li> <li>・四阿等の公園施設</li> </ul> </li> <li>□ 歴史的な景観 <ul style="list-style-type: none"> <li>・彦御蔵（平成元年移築）</li> </ul> </li> <li>□ 商店街 <ul style="list-style-type: none"> <li>・中央通方面の眺望が官庁や商店街等により遮断されている。</li> </ul> </li> <li>□ その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>・菜園方面や中津川を挟んだ地区は建築物が密集。</li> </ul> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・案内解説等施設の設置</li> <li>・商店街（建物・通路）の形成</li> <li>・都市計画道路中ノ橋大通線及び下ノ橋更ノ沢線</li> <li>・亀ヶ池に歩道を設置</li> <li>・内堀の埋め立て</li> <li>・土塁の切り崩し</li> <li>・網門枳形の撤去</li> <li>・大手土橋部分の拡幅</li> <li>・植栽（花壇等）</li> </ul> <p>※史跡西側については明治期以降道路となっていた</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>□ 道路及び商店街 <ul style="list-style-type: none"> <li>・櫻山神社側から中央通方面及び鶴ヶ池・亀ヶ池の眺望が遮断されている。</li> <li>・中央通方面の眺望が官庁や商店街等により遮断されている。</li> <li>・昭和の面影の残る商店街としての評価。観光スポットとなっており，中心市街地活性化に寄与している。</li> </ul> </li> </ul>

### 3. 現状変更の取扱方針及び基準

#### (1) 基本方針

本質的価値を構成する城郭遺構に対して影響を与える行為については認めないことを前提とし、保存管理基準の基本方針について下記のとおりとする。

- ① 史跡の保存整備をはじめ、利用者の利便を図るための施設整備に係る行為等の現状変更に対応できる許可基準を定める。
- ② 現状変更をおこなう場合は、周囲の景観に配慮する。
- ③ 現状変更を許可する場合は、遺構面を保存すること等の条件を付すとともに、事前に発掘（遺構確認）調査及び立会調査を実施することとする。
- ④ 史跡指定地外（隣接地）に所在する埋蔵文化財包蔵地については、他の埋蔵文化財包蔵地と同様の措置（発掘調査等）を実施するものとし、重要な遺構が確認された場合は現状保存等の措置も検討する。

#### (2) 地区ごとの保存管理基準

前記の基本方針を踏まえて地区ごとの保存管理基準を以下のように定めた。

##### [第1種地区]

原則として、史跡の整備・活用以外の現状変更は認めない。ただし、既存の公園施設をはじめとする工作物の修繕及び樹木等伐採については、協議の上現状変更の可否を判断する。

##### [第2種地区]

史跡整備・活用に関係する現状変更のほか、石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽以外は認めない。なお、公園管理施設の新設及び改築については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。

##### [第3種地区]

史跡整備・活用に関連する現状変更のほか、石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での公園管理施設新設以外は認めない。

なお、既存の宗教施設や公園施設の改修については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。

##### [第4種地区]

史跡整備・活用についての現状変更のほか、遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での公園施設設置及び公園施設等工作物の補修・修繕について現状変更を許可するものとする。

店舗等の改築については、今後、諸課題に取り組みつつ、将来的に許可基準（建築等が可能な範囲・規模、建築意匠等）を定めた上で、地下遺構及び遺構面の保存を条件に現状変更の可否を判断するものとし、現状においては、既存建築物等の改修・修繕等、建築物の維持のために必要な措置については、行為の内容や必要性に応じて判断するものとする。

また、既存の道路（都市計画道路）については、現状の機能を維持するための修繕等について、現状変更を許可するものとする。

### （３）現状変更の総則

文化財保護法第 125 条に基づき、史跡指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第 168 条の同意）が必要となる。現状変更が必要な行為は、工事等下記の事項が該当する。

- ア．造成（土地の掘削，盛土，切土）や水面埋め立て等の地形の改変
- イ．道路の新設，改築及び修繕
- ウ．建築物※の新築，増築，改築，移転又は除却
- エ．工作物の新設，改修，修繕，移設又は除却
- オ．公園施設の新設，改修及び修繕
- カ．地下埋設物の新設，改修及び修繕
- キ．樹木の植栽，伐採
- ク．発掘調査及び保存整備
- ケ．その他史跡に影響を及ぼす行為

以上の現状変更は、史跡の価値を十分に踏まえた上で検討し、実施しなければならない。

また、原因者は盛岡市、岩手県教育委員会、文化庁との協議をおこなった上で、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に関しては、事前の発掘調査等を実施し、重要な遺構が確認された場合は、設計変更等について協議をおこなうものとする。さらに、史跡・公園整備等の大規模な現状変更に関しては、学術調査等の結果を踏まえた上で、岩手県教育委員会や文化庁の指導を受け、有識者等で構成する史跡整備委員会等で計画の検討をおこなうものとする。

#### ※[建築物に関する語句の定義]

- ・ 建築とは、建築物を新築し、増築、改築、または移転することをいう  
(建築基準法第 2 条 13 号)
- ・ 新築とは、新たに建物を建築するもので、増築、改築又は移転に該当しない建築をいう
- ・ 増築とは、既存の建築物の床面積を増加させることをいい、以下のいずれにも該当するものをいう
  - ア．既存の建築と同一敷地内であること
  - イ．既存の建築と用途が不可分であること
- ・ 改築とは、建築物の全部又は一部を除去し、用途、規模及び構造の著しく異なるものを造ることをいう。
- ・ 移転とは、同一敷地内で建築物を解体しないで別の場所に移すことをいう。

#### (4) 現状変更が認められない行為

- ① 史跡の適切な保存管理のために策定された本計画書（史跡盛岡城跡保存管理計画書）に定められた基準に反する場合
- ② 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合
- ③ 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合

#### (5) 現状変更の取扱い

##### ① 許可を要しない行為

文化財保護法第 125 条の「現状変更については、維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」とある。当条文に基づき、以下の行為については許可を要しないものとする。

##### ◆ 史跡の維持のために必要な措置

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和 26 年文化財保護委員会規則第 10 号）第 4 条に規定される「維持の措置」の範囲。

- i) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の現状に復するとき
- ii) 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき
- iii) 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき

##### ◆ 非常災害等のために必要な応急的措置

- i) 災害が発生、またはその発生が明らかに予測される緊迫の事態において執られる緊急的な措置

(主な事例)

- ・ 破損した建物及び工作物等の除却
- ・ 事故で破損した交通安全施設等を緊急的対応として取り替える場合
- ・ 地下埋設管の破裂等による緊急的措置

##### ◆ 日常的な維持管理の行為

- i) 道路・水路・建築物・工作物等の形状・色彩等を変えない行為

(主な事例)

- ・ 舗装等の簡易な維持管理行為
- ・ 堀（池）・水路・側溝等における通常の維持管理行為
- ・ 建築物・工作物等の損壊を復旧するまでの間に応急的におこなわれる措置（土地の形



状変更・掘削を伴わないもの)

・土手・法面の維持管理行為，清掃

ii) 植生の日常的な手入れ（枯損木・倒木処理・支障枝剪定，草刈など）

iii) 保存に及ぼす影響が軽微である行為

（主な事例）

・公園使用許可を得ていない一時的不法占用物件の撤去

・危険木の伐採（抜根を伴わない），植物（花き）の植替え（上記の場合でも，景観に及ぼす伐採については許可が必要）

## ②市による現状変更の許可が必要な行為

「(3) 現状変更の総則」に示した文化財保護法第 125 条による現状変更申請が必要な行為のうち，次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は，文化財保護法施行令第 5 条第 4 項に基づき，現状変更の許可及びその取り消し並びに停止命令を盛岡市がおこなう。なお，現状変更の申請先は盛岡市とする。

ア．小規模建築物で 3 ヶ月以内の期限を限って設置されるものの新築，増築，改築または除却

イ．工作物の設置，改修もしくは除却

工作物とは，小規模建築物等に附随する門・塀・既設道路に附帯する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・案内板，文学碑・顕彰碑を指す

ウ．公園施設の改修，修繕もしくは除却

公園施設は，公園の維持管理・便益施設（園路・側溝・給排水・照明灯・電気・防犯・安全設備・管理棟・休憩施設・トイレ・水飲み）を指す

エ．道路の舗装もしくは修繕（ただし，路盤より深い範囲での土地の掘削，盛土，切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る）

道路・歩道の路面補修

オ．境界標（柱），標柱など史跡の管理に必要な施設の設置，改修または除却

カ．埋設されている電線，ガス管，上下水道管の改修（ただし，規格，規模，位置，掘削範囲の変更を伴わないもの）

キ．木竹の伐採など

史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採（抜根を伴わないもの）

### ③文化庁による現状変更の許可が必要な行為

「(3) 現状変更の総則」に示した現状変更申請が必要な行為のうち、「(5) 現状変更の取り扱い」に挙げた「①許可を要しない行為」、「②市による現状変更の許可が必要な行為」として示したものの以外（下記による）については、「重大な現状変更，又は保存に重大な影響を及ぼす行為」と位置付けられ，文化庁長官による現状変更の許可が必要である。

ア．土地の形状の変更をおこなう行為

イ．景観に大きな影響を及ぼす行為

ウ．その他史跡の価値を構成する諸要素に対して影響を及ぼす行為

(主な事例)

- ・地形の改変
- ・道路の新設
- ・配管の新設
- ・照明灯の新設
- ・建築物の新設
- ・整備工事に係る行為（石垣修理を含む）
- ・発掘調査の実施

### (6) 現状変更許可基準

管理基準の方針に基づき、「(3) 現状変更の総則」で示した現状変更の内容ごとの取扱いは以下の通りとし，地区毎の取扱基準は 126・127 頁表 22 に掲載した。史跡地内には，道路等の公益上必要な施設や，土地・施設の管理上必要な工作物，埋設物等が存在する。また，史跡の利活用に有効な園路や便益施設も所在する。このため，これらの機能の維持についても配慮し，遺構の損傷や景観への影響がないよう，文化財としての価値の保存を前提として現状変更を取り扱うものとする。

#### i) 地形の改変

遺構復元等を目的とした史跡整備等のための地形変更を除き，土手の削剥<sup>さくはく</sup>や水面の埋め立てなどの大幅な変更は認めないものとし，協議によりその可否を判断する。

#### ii) 道路の新設，改築及び修繕

公共・公益上必要な道路の維持を図るための改築・修繕については，遺構に影響のないよう計画した上で，文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

#### iii) 建築物の新築，増築，改築，移転又は除却

建築物の新築・改築等については，第4種地区を除き原則として認めないものとする。

なお，第4種地区における建築物の改築については，将来的に許可基準（建築等が可能な範囲・規模，建築意匠等）を定めた上で，地下遺構及び遺構面の保存を条件に現状変更の可

否を判断するものとする。

また、既存建築物等の改修・修繕等、建築物の維持のために必要な措置については、行為の内容や必要性に応じて判断するものとする。

#### iv) 工作物の新設，改修，修繕，移設又は除却

防災上，または土地や施設の管理に必要な工作物のほか，文学碑・顕彰碑・遊具等の既存工作物の改修については，遺構に影響のないよう計画した上で，文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

工作物の新設及び移設にあたっては，遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断するものとする。

#### v) 公園施設の新設，改修及び修繕

史跡・公園の利活用に関連する諸施設の維持に必要な改修・修繕については，遺構に影響のないよう計画した上で，文化財としての価値及び景観の保全に大きく影響を及ぼさない場合について現状変更を許可するものとする。

なお，施設の新設にあたっては，遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

#### vi) 地下埋設物の新設，改修及び修繕

公共・公益上必要な施設の維持のための改修・修繕については，遺構に影響のないよう計画した上で現状変更を許可するものとする。

なお，新設にあたってはその必要性等に応じ，遺構の保存状況やその必要性等に応じて判断する。

#### vii) 樹木の植栽，伐採

史跡の保存整備上必要な修景や表示等のための植栽については，地下遺構の保存を図った上で，その必要性等に応じて判断するものとする。

伐採については，既存木の枯損や腐朽のほか，城郭遺構の保存に影響がある場合，また，公園整備上支障となる場合等，その必要性に応じて判断するものとする。ただし，抜根については，地下遺構の保存状況を勘案し判断する。

#### viii) 発掘調査及び保存整備等

遺構の保存や現状把握に関わる調査は，その目的を明確にした上で，適切な範囲で行う場合について認めるものとする。学術的調査成果に基づく保存修理，整備をおこなう場合については，その方法等を十分に検討した上で現状変更を許可するものとする。

表 22 現状変更許可基準

対象地区		第1種地区	第2種地区	
保存管理基準		<p>●原則として、史跡の整備・活用以外の現状変更は認めない。ただし、既存の工作物及び公園施設の修繕及び樹木等伐採については、協議の上現状変更の可否を判断する。</p>	<p>●史跡整備・活用に関する現状変更のほか、石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽以外は認めない。</p> <p>なお、公園の維持管理に必要な施設の新設及び改築については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。</p>	
現状変更の内容	地形の改変	△	△	
	道路	新設	×	×
		改築・修繕	—	—
	建築物	新築・増築 改築	×	×
		改修・修繕	—	—
	工作物	新設	×	×
		改修・修繕	△	○
	公園施設	新設・改築	△	△
		改修・修繕	△	○
	地下埋設物	新設	△	△
		改修・修繕	△	○
	樹木の植栽・伐採		△	△
	発掘調査・保存整備 (復元・遺構表示・石垣修復)		○	○

※現状変更の適用にあたっては、原則として遺構に対して影響を与える行為について認めないものとする。また、工事の施工等にあたっては、遺構の保護を前提とする。

第3種地区	第4種地区	備考
<p>●史跡整備・活用に関連する現状変更のほか、石垣等の遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での公園管理施設新設以外は認めない。</p> <p>なお、既存の宗教施設や公園施設の改修については、遺構の保存と歴史的景観に配慮することを前提とした上で、現状変更を許可するものとする。</p>	<p>●史跡整備・活用についての現状変更のほか、遺構に影響を及ぼさない範囲での植栽、地形を改変しない範囲での工作物及び公園施設の新設について現状変更を許可するものとする。</p> <p>また、既存の店舗・住宅等における内外装の改修、工作物及び公園施設、地下埋設物の修繕等について現状変更を許可するものとする。</p> <p>なお、店舗等の改築については、今後、諸課題に取り組みつつ、将来的に許可基準（建築等が可能な範囲・規模、建築意匠等）を定めた上で、地下遺構及び遺構面の保存を条件に現状変更の可否を判断するものとする。</p> <p>既存道路（都市計画道路）については、現状維持を図るための修繕等について、現状変更を許可するものとする。</p>	<p>店舗等の改築許可基準の詳細については今後地元関係者等と協議する。</p>
△	△	史跡整備、石垣修理に伴うものに限る
×	×	
—	○	
×	×	対象：住居・店舗・宗教施設
○	○	
△	△	対象：文学碑・顕彰碑・記念碑・遊戯施設・擁壁・噴水及び小規模建築物等に附随する門・塀・既設道路に附帯する電柱・道路標識・信号機・ガードレール・案内板
○	○	
△	△	対象：園路・側溝・給排水・照明灯・電気・防犯・安全設備・管理棟・休憩施設（四阿・ベンチ等）・トイレ・水飲み・ガイダンス施設等
○	○	
△	△	
○	○	
△	△	植栽の整備については、整備構想策定時に検討
○	○	

凡例 ⇒ ○：原則として発掘調査を実施した上での現状変更は認める。ただし、調査で重要な遺構が発見された場合は認めない場合もある。△：現状変更の内容によりその可否を判断する。×：現状変更を認めない。

## 4. 維持管理

### (1) 地区ごとの保存管理方法

#### 第1種地区

##### 【保存管理方法】

- ① 良好な状況にある石垣や発掘調査により確認されている遺構の保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。
- ② 遺構の保存に影響のある樹木、植物については、必要に応じて伐採等の措置をとる。
- ③ 公園の維持管理・便益に供する施設の修繕等については、遺構等の保存を前提とし、歴史的な景観への影響を最小限度に留めるための調整を図る。
- ④ 遺構の保存に影響を及ぼす工作物等については、移設等も視野に入れて史跡の保全に努める。
- ⑤ 発掘調査により盛岡城に関連する遺構が確認された場合は保存を図るとともに、その状況に応じて保存整備、活用方法を検討する。
- ⑥ 園路の管理は、安全性を確保するとともに、必要に応じてごみや落葉等を除去する。また、園路側溝に溜まった土砂等についても適宜除去する。
- ⑦ 維持管理等により発生した廃棄物、土砂等については、史跡地内の風致の保護の観点から、原則として史跡の外に搬出する。

#### 第2種地区

##### 【保存管理方法】

- ① 良好な状況にある石垣や発掘調査により確認されている遺構の保全を図るとともに、必要に応じて復元・修理等を実施する。
- ② 現存する堀（亀ヶ池・鶴ヶ池）については法面の現状維持を図るとともに、水質浄化を推進する。
- ③ 現存する土塁の現状地形を保存する。
- ④ 植生の管理は、安全性の確保や風致の維持、眺望確保を目的として、適宜実施する。
- ⑤ 遺構の保存に影響のある樹木、植物については、必要に応じて伐採等の措置をとる。
- ⑥ 公園の維持管理・便益に供する施設の修繕等については、遺構等の保存を前提とし、歴史的な景観への影響を最小限度に留めるための調整を図る。
- ⑦ 城郭に関連する遺構の保存に影響を及ぼす工作物等については、必要に応じて移設等も視野に入れ、史跡の保全に努める。
- ⑧ 発掘調査により盛岡城に関連する遺構が確認された場合は保存を図るとともに、その状況に応じて保存整備、活用方法を検討する。
- ⑨ 園路の管理は、安全性を確保するとともに、必要に応じてごみや落葉等を除去する。また、園路側溝に溜まった土砂等についても適宜除去すること。

- ⑩ 維持管理等により発生した廃棄物、土砂等については、史跡地の風致の保護の観点から、原則として史跡の外に搬出する。

### 第3種地区

#### 【保存管理方法】

- ① 現存する地形の保全を図る。
- ② 植生の管理は、安全性の確保や風致の維持、眺望確保を目的として、適宜実施する。
- ③ 公園の維持管理・便益に供する施設の修繕等については、遺構等の保存を前提とし、歴史的な景観への影響を最小限度に留めるための調整を図る。
- ④ 城郭に関連する遺構の保存に影響を及ぼす樹木、工作物等については、必要に応じて伐採、移設等も視野に入れ、史跡の保全に努める。
- ⑤ 発掘調査により盛岡城に関連する遺構が確認された場合は保存を図るとともに、その状況に応じて保存整備、活用方法を検討する。
- ⑥ 園路の管理は、安全性を確保するとともに、必要に応じてごみや落葉等を除去する。また、園路側溝に溜まった土砂等についても適宜除去すること。
- ⑦ 維持管理等により発生した廃棄物、土砂等については、史跡地の風致の保護の観点から、原則として史跡の外に搬出する。
- ⑧ 既存の宗教施設や公園施設については、それぞれの管理者が必要な維持管理をおこなうものとし、施設の改修にあたっては、遺構の保存と景観に配慮することを条件に、現状変更を許可するものとする。

### 第4種地区

#### 【保存管理方法】

- ① 道路（都市計画道路）や既設の埋設管等については、それぞれの管理者が必要な維持管理をおこなうものとする。
- ② 櫻山神社参道地区内の既存建物の維持等については、史跡・公園区域との共存共栄が図られるよう、地元関係者等との協議を踏まえて計画するものとする。

#### (2) 遺構・植生の保存管理方法

##### 石垣

石垣の孕み等に対する観測については、昭和60年度から平成10年度まで、石垣移動量調査を三ノ丸西側の石垣を対象に実施している。この調査はH鋼の不動梁を石垣に寄りかける形で縦方向に設置し、これと石垣8個を変位計やひずみ計で連結し、石垣石材の動きを365日、24時間自動観測するものである。この調査結果については、平成12年刊行の『史跡盛岡城跡石垣移動量調査報告書』（盛岡市教育委員会刊行）を参照されたい。

平成 11 年（1999）12 月からは、石垣の保存管理、修復の優先順位を検討するために、城全体の石垣の変位状況を把握する必要があることから、石垣変位調査に切り替えている。調査は、石垣の孕みや陥没がみられる箇所を選定し、石垣に金属製のチップを貼り付け、チップ間の微細な距離・角度の変化をコンタクトゲージにより計測する手法をとっている。計測頻度は、原則的に毎月 1 回とし、震度 3 以上の地震が観測された際には追加調査することとしている。（調査箇所は 55 頁第 21 図を参照）

平成 22 年度までの 11 年間の調査の結果、腰曲輪南西部（A・B 区）、三ノ丸北部（E 区）、三ノ丸南東部（G 区）の 3 地区について変位累積が大きくなっている状態にあるほか、震度 5 以上を記録する大きな地震の際に、三ノ丸北東部（H 地区）のように比較的大きな変位が観測された箇所もみられる。

現在のところ、平成 13 年度に緊急修理を行った吹上門坂石垣（明治の公園整備の際に積まれた箇所）ほどの変位量ではないことから、通常の経年変化の中では数年内に崩壊の危険があるとは考えられないが、大きな地震（震度 5 以上）があった場合は、他の箇所より崩落の危険性が高いと推察される。また、腰曲輪西部（A・B 区）は、観光バス駐車帯からの主要観光ルートにあることもあり、景観的にも来園者の不安を招きかねない状態である。

日常管理体制については都市公園、史跡、主要観光地という面から、庁内関係課が共通の認識及び情報をもって対策にあたるべきと考えられる。

地震等により、石垣変位量に異常が認められた場合については、庁内関係課による対策会議をおこなうものとし、その上で緊急な解体修理工事が必要となった場合は、変位予測のシミュレーションを委託業者に依頼し、危険度について有識者等の意見を求め、文化庁とも協議の上解体修理を実施するものとする。

## 堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）

堀跡については、正保 4 年（1647）書き上げによる『盛岡城間数』<sup>けんすう</sup>によると、深さ一間との記載があることから、部分的に明治期の公園整備の際に水深が浅く改変されているようである。

堀跡の法面については、旧来の形状を保持している箇所のほか、明治期の公園整備の際に改変された箇所、終戦後に建築された店舗移転後に整備された箇所がある。また、法面の大半は低木の植栽がなされているが、鶴ヶ池側では高木が成長しており、適宜、風致の維持や安全性の確保、眺望の確保などを目的とした植生管理が必要である。

堀はかつて河川に接していたことや、流入する小河川・水路が存在していたことから、豊かな水量が流入していたが、都市開発により水量が少なくなったほか、戦後の商店街形成による汚水のたれ流し等により、一時は劣悪な環境を呈していた。



それに対し、昭和30年（1955）以降中津川からの揚水及び浚渫等を定期的に実施するなどの対策を講じていたが、加えて昭和37年（1962）には鶴ヶ池に給水のためのサイフォンを設置、昭和49・53年にはばっき塔（噴水）を設置、平成12年には鶴ヶ池への給水装置をサイフォン式からポンプ式に変更するなど、都市公園としての環境保全のための対策を講じている。

現在、堀跡の水質については中津川の環境基準A類型において、pH、COD、SS、D<sub>0</sub>の値は良好で、大腸菌群数の値についても夏季を除いて良好である。このことは各年度とも変わらないものの、堆積物から窒素やリンが水中に再流出したことによる悪化、落葉や魚の排泄物等の有機物の腐敗・堆積、コイ等の活動による池底の泥の巻き上げ、水の停滞などにより決して良好な景観を呈しているとはいえない状況である。

なお、平成22年度より、三ノ丸北西側内堀（亀ヶ池）において、水質悪化の原因である底層の停滞、無酸素状況を改善するため、オゾン発生装置を用いたエアレーション機能を持つ装置による水質浄化に取り組んでおり、効果等について経過観察中である。

## 土 塁

土塁は、下曲輪北東部に部分的に残存しているほか、三ノ丸下北西部や三ノ丸下東側については、明治期の公園整備の際に大きく削平を受けているものの、土塁の存在が確認できる。

これらのうち、下曲輪北東部に所在する時鐘の利活用により、若干ではあるが利用者の通行による削剥がなされていることから、維持管理方法について検討する必要がある。

土塁の保存管理については、原形をとどめている箇所のほか、土塁上部が削られているものの、旧来の地形が残存している箇所については、地形の改変を避けるものとする。

また、周囲に植栽された樹木が腐朽や自然災害等により倒れる危険性があるため、適宣伐採等の措置を施し倒木による破損を防ぐものとする。

## 植 生

### ①植生管理の方針

植生の管理については、日常的な維持管理行為の主要な事項であることから、具体的な管理項目やその方法について示すこととする。（植生の現況については89頁第31図を参照）

藩政時代に植栽された樹木については、明治7年（1874）3月に1,276坪をはじめとする建物とともに、松864本、<sup>けやき</sup>欒45本、栗6本、雑木58本が払い下げられている。また、明治24年（1891）には杣（杉）833本、松74本、御用ノ松74本、栗15本、胡桃44本、桜46本、雑木2本、欒46本、合計1,304本（ほか86本は朽木）が売却されたことからほとんど残存していないが、樹径等から三ノ丸東部及び腰曲輪西側のエドヒガンザクラが藩政時代から残存する樹木と想定している。

明治時代の公園整備の際に植栽されたウメ・サクラについては、盛岡に春の訪れを知らせるとともに、市民の憩いの場としての役割を果たしている。特に、腰曲輪のサクラや腰曲輪下南東部のウメについては、一部で明治期に植栽されたものが残っており、当時の公園整備状況を知ることができる。

植栽については、公園来園者に緑陰を提供するという意味においても必要不可欠なものであるが、一方で樹木の根が石垣に悪影響を与えているものや腐朽により倒木の恐れのあるものもみられる。

石垣面に生育している樹木については、必要に応じて石垣保存の措置として伐採を進めるものとする。なお、石垣に近接する樹木であっても石垣に悪影響を与えないと判断される樹木については、今後の整備に支障のないものに限り、石垣修復工事の際に防根シートを施工するなどして残すこととする。

また、石垣面より3メートル以内の範囲については、原則として植栽をおこなわないこととする等、将来にわたって樹木の根が石垣に悪影響を及ぼさないような措置を講ずることとする。

## ②植生管理の項目と方法

### i) 歴史的価値を構成する樹木の保護育成

現存する樹木のうち、次に該当する樹木については、積極的に保全を図るものとする。ただし、遺構の保存に悪影響を及ぼす恐れがある場合、または公園の安全性を脅かす場合については、伐採も含めた対策を検討する。

#### ● 近世から生育することが推定される古木

エドヒガンザクラ（二ノ丸・三ノ丸）

#### ● 明治期の公園整備の際に植樹された樹木

サクラ（腰曲輪）

ウメ（腰曲輪下東側）

モミジ（本丸・二ノ丸）

- ・保護の対象樹木は、過度な落ち葉かき等により、根系が露出しないことに配慮する。すでに根系が露出している樹木については、根系周辺の腐植層を確保するとともに、根元を踏み固めない等の対策を講じる。
- ・専門家による定期的な診断をおこない、適切な措置を講じる。

### ii) 遺構の保存や顕在化に影響を及ぼす植物の管理

#### a. 石垣の保護

石垣において樹木が生育すると、根系の侵入による石積みの孕み、倒木に伴う石垣のき損に繋がる恐れがあるため、早期に対策を講じる必要がある。

- ・石垣に生育する樹木については、その影響を回避するために伐採を検討する。

- ・根系の除去が遺構の保存に悪影響を及ぼす場合については、根系が枯死・腐朽した後に除去をおこなうものとし、除去後に適切な処置を施すものとする。
- ・石垣面に生育する低木や草本類については、定期的に刈り取りをおこなう。

#### b. 土塁・堀跡等法面の洗掘防止

史跡地内の土塁・堀跡等の法面については、踏圧等により裸地が発生しており、表土の流亡や樹木根系への悪影響が懸念されるため、対策を講じるものとする。

- ・発生した裸地については、立ち入りを制限する等の対策を講じるとともに、腐植土や木材チップを敷く等して、洗掘の防止、植生の回復に努める。
- ・既に小規模な流路が形成されている箇所については、上記の措置のほか必要に応じて土木的な整備についても検討するものとする。

#### c. 危険木の取り扱い

史跡地内には多くの樹木が生育しており、一部では傾斜地にも生育している。傾斜地の下部には園路や広場等があることから、倒木や落枝等を未然に防ぎ、安全性の確保に努める必要がある。

- ・傾斜地に生育する樹木のうち、根系が浅く倒木の可能性が高いものについては伐採をおこなう。
- ・幹や枝が枯損した樹木については、枝おろしまたは伐採をおこなう。枝おろしは切断面から樹木に腐朽が入らないよう適切な措置を講じるものとする。
- ・落下の危険性の高い横枝は、適宜枝おろしを実施するものとする。
- ・倒木が確認された場合には速やかに搬出する。

#### d. 史跡の風致を維持するための植物の管理

##### イ. 植栽樹木の管理

史跡地内には公園緑地として多くの植栽が施されており、これらの植物の維持管理についても引き続き実施するものとする。

- ・サクラ等植栽樹木の追肥、病虫害駆除等は、必要に応じて適宜実施するものとする。
- ・植栽樹木が繁茂し、見通しが悪くならないように剪定、刈り込みを適宜実施するものとする。

##### ロ. 刈取り除草

史跡地内には芝のほか、低木や雑草が多く生育している。これらの繁茂は公園・史跡としての風致が損なわれる一因となるので、積極的に管理をおこなう必要がある。

- ・雑草の繁茂を抑制し、草丈を可能な限り低く維持するために、刈取りを適宜実施するものとする。

- ・刈草等は、公園・史跡地の風致の保護の観点から、史跡外に搬出することを原則とする。

#### ハ．落ち葉等の清掃

落ち葉が散乱し、吹き溜まることは、場所によっては風致を損なうことに繋がる。また、落葉が堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）に堆積することにより水質の低下を招く一因となっていることから、必要に応じて清掃をおこなう必要がある。

- ・落葉の清掃は、平場を中心に、堀（鶴ヶ池・亀ヶ池）内においても実施するものとする。
- ・落ち葉などは、公園・史跡地の風致の保護の観点から史跡外に搬出することを原則とする。

#### e．眺望確保のための植物の管理

樹木をはじめとする植物が繁茂し、史跡の立地や歴史性を理解する上で重要な眺望を阻害しているため、その確保のために管理をおこなう必要がある。

これら樹木の伐採、剪定については、別途整備計画を定めた上で実施するものとする。

#### f．修景のための新たな植栽

史跡地内の風致向上及び史跡整備上必要と判断された場合は、修景等のための植栽を施すものとする。

これら植栽については、別途整備計画を定めた上で実施するものとする。

## 5．土地公有化の方針

史跡指定地の大半は、昭和9年（1934）12月1日付けで岩手県より岩手公園の管理について移管を受けた盛岡市が南部家より用地を買収しており、既に市有地となっているが、下曲輪地区については市有地、櫻山神社所有地、民有地が混在している。よって、当史跡については神社所有地及び民有地の存在する下曲輪地区について、商業機能との共存共栄を図りつつ、史跡を適切に保存・整備・活用をおこなうための公有化について、今後のまちづくりの方向性を踏まえて検討するものとする。

## 6．追加指定の方針

史跡指定地については、内曲輪の大部分が範囲となっているが、内曲輪内にありながら史跡指定範囲外となっている西側の内堀に相当する（史跡範囲西側）旧北上川河道までの範囲、史跡南側（米内蔵南側）の内堀までの範囲について、追加指定に必要な条件整備（資料調査等）をおこなうものとする。その他、盛岡城（総構え）の範囲内で重要な遺構（遺物）が発見された場合は、その保存を前提に、追加指定までを視野に入れた検討・協議をおこなう。